

令和2年9月17日

日本証券業協会 会長 殿
一般社団法人 金融先物取引業協会 会長 殿

金融庁監督局長
栗田 照久

(要 請)

オンライン取引サービスを顧客に提供する金融商品取引業者における
システムリスク管理態勢の自主点検及び顧客被害の発生状況の確認について

最近、オンライン取引サービスを顧客に提供する金融商品取引業者のシステムに悪意のある第三者が不正にアクセス（ログイン）し、顧客が保有する有価証券を売却・換金し、顧客の預り金を含めて、顧客が予め指定・登録していた銀行預金口座とは別の架空預金口座に向けて不正出金されて顧客が被害を受ける事象や顧客情報が漏えいする事象が複数発生している。

については、以下の内容につき、貴協会会員に対して確認等をお願いしたい。

- 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」にも記載されているように、システムが安全かつ安定的に稼働することは、金融商品市場及び金融商品取引業者に対する信頼を確保するための大前提であるが、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティの重要性を認識し必要な体制を整備しているか。
- 上記の事象の発覚・発生経緯を踏まえると、上記監督指針に記載のあるシステム管理態勢、特に、情報セキュリティ管理、サイバーセキュリティ管理、及び、システムの開発・管理・運営を外部に委託している場合には外部委託先の業務状況について、セキュリティ上の脆弱性や内部管理態勢上強化すべき点はないか。

上記につき、別紙の要領で改めて貴協会会員に対して再点検いただき、その結果をご連絡いただきたい。

以 上